

令和2年第8回

美幌町農業委員会総会議事録

令和2年11月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和2年11月25日(水) 午後1時30分から午後2時43分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(16人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
農地副部会長	10番	小林寿美君	振興部会長	12番	小泉豊和君
職務代理	14番	日並洋君		13番	石田力司君
振興副部会長	15番	中村寿恵子君		17番	田村秀司君
	19番	鎌仲照幸君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	佐々木鑑仁君	総務担当主査	矢野豊君
総務担当	荒木翔君	臨時筆生	寺田裕子君

議事日程

令和2年第8回 美幌町農業委員会総会
令和2年11月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第13号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日程第6 | 議案第31号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第7 | 議案第32号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第8 | 議案第33号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第34号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協要請について |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は16名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和2年第8回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号15番中村委員、同じく議席番号17番田村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番日並一三委員、議席番号11番重清委員、議席番号16番佃委員、議席番号18番木村委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。この中から11月3日に町民会館で行われました令和2年度 美幌町表彰式について報告致します。多年にわたり美幌町の農業発展に貢献された功績により、農業委員会前会長の鈴木幸往さんが自治功労賞を。前農業委員の白石愛さんが社会功労賞をそれぞれ受賞されました。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第13号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
総務担当	今月の農地法第6条第1項の規定による定期報告につきましては議案3ページの3法人でございます。

【議案書に基づき説明】

以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。以上よろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、報告第13号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。

議長

日程第6、議案第31号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。

内容番号13号。

総務担当主査

内容番号13号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地を賃借人が規模縮小するために合意解約したものでございます。

賃貸人は〇〇の〇〇、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸期間は平成23年12月27日から令和3年12月31日までの10年間。合意解約年月日は令和2年10月27日、土地引渡日は令和2年10月27日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。

内容番号14号。

総務担当

内容番号14号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地を賃貸人が賃借人に売買するために合意解約したものでございます。

賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸期間は平成28年10月1日から令和8年9月30日までの10年間。合意解約年月日は令和2年10月15日、土地引渡日は令和2年10月15日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。

内容番号15号。

総務担当

内容番号15号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地を賃貸人が他者に売買するために合意解約したものでございます。

賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸期間は平成28年10月1日から令和3年9月30日までの5年間。合意解約年月日は令和2年10月15日、土地引渡日は令和2年10月15日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一の

ため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号15号は適当と認めます。
内容番号16号。

総務担当主査 内容番号16号についてご説明致します。本件は農地法3条で賃貸借していた農地を賃貸人が他者に売買するために合意解約したものでございます。

賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和2年3月25日から令和3年3月24日までの1年間でございます。合意解約年月日は令和2年11月2日、土地引渡日は令和2年11月2日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号16号は適当と認めます。
内容番号17号。

総務担当主査 内容番号17号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地を賃貸人が他者に売買するために合意解約したものでございます。

賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案6ページをご覧ください。賃貸期間は平成30年11月27日から令和7年11月30日までの7年間。合意解約年月日は令和2年11月2日、土地引渡日は令和2年11月2日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

3 番 ご異議なしと認め、内容番号17号は適当と認めます。
議案第31号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長 日程第7、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号26号。

総務担当主査 はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全19件で内容につきましては売買が2件、農業公社からの売渡が3件、農業公社への売渡が3件、新規の貸付が1件、公社からの貸付が1件、再貸付が9件となっております。

内容番号26号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は離農に伴う売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権

の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年11月26日、代金の支払期限は令和2年12月21日、利用調整日は令和2年11月6日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番

内容番号26号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが離農することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と大豆を作付けされ、意欲的に営農されていますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号26号は適当と認めます。
内容番号27号。

総務担当主査

内容番号27号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年11月26日、代金の支払期限は令和3年1月25日、利用調整日は令和2年11月12日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番

内容番号27号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが期間満了により売買するものです。〇〇さんは法人化し、酪農を営み、およそ160頭を搾乳し、意欲的に営農されていますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号27号は適当と認めます。
内容番号28号。

総務担当主査

内容番号28号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年11月26日、代金の支払期限は令和3年1月25日、利用調整日は令和2年11月12日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12番

内容番号28号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していますが期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で酪農を営み、およそ80頭を搾乳し、意欲的に営農されていますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。
内容番号29号。

総務担当主査 内容番号29号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願ひします。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年11月26日、代金の支払期限は令和3年1月25日、利用調整日は令和2年11月12日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

3 番 内容番号29号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していますが、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号29号は適当と認めます。
内容番号30号。なお、内容番号30号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願ひ致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当 内容番号30号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願ひします。本件は先の議案31号 内容番号14号で合意解約した案件で売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年11月26日、代金の支払期限は令和2年12月21日、利用調整日は令和2年10月15日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

4 番 内容番号30号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんから現在あっせんで〇〇さんに賃貸している農地を売買したいとの申し出があったため、今回売買することになったものです。〇〇さんは小麦と甜菜、金時、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号30号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長 内容番号31号。

総務担当 内容番号31号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件は先の議案31号 内容番号15号で合意解約した案件で農業公社への売渡案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人 北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年11月26日、代金の支払期限は令和3年1月12日、利用調整日は令和2年11月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4番 内容番号31号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。
なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号31号は適当と認めます。
内容番号32号。

総務担当主査 内容番号32号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件も先の議案第31号 内容番号16号で合意解約した案件で農業公社への売渡案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年11月26日、代金の支払期限は令和3年1月12日、利用調整日は令和2年11月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

13番 内容番号32号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。
なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号32号は適当と認めます。
内容番号33号。

総務担当主査 内容番号33号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件

も先の議案第31号 内容番号17号で合意解約した案件で農業公社への売渡案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年11月26日、代金の支払期限は令和3年1月12日、利用調整日は令和2年11月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号33号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号33号は適当と認めます。
内容番号34号。

総務担当主査

内容番号34号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧ください。本件も先の議案第31号 内容番号13号で合意解約した案件で新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年11月26日から令和12年11月30日までの10年間、利用調整日は令和2年11月6日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番

内容番号34号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが規模縮小することになり、〇〇さんと〇〇さんが合意解約したため、今回、あっせん調整の結果、〇〇さんが借りることになったものです。〇〇さんは家族4人で玉ねぎと小麦を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号34号は適当と認めます。
内容番号35号。

総務担当主査

内容番号35号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付の使用貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧ください。賃貸期間は令和2年11月26日から令和12年11月30日までの10年間、利用調整日は令和2年11月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 2 番

内容番号35号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化され、畑作三品を作付けし、意欲的に営農されていますのでよろしくお願いします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号35号は適当と認めます。
内容番号36号。

総務担当主査

内容番号36号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年11月26日から令和7年9月26日までの5年間、利用調整日は令和2年11月9日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号36号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は本年9月総会において〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号36号は適当と認めます。
内容番号37号。

総務担当主査

内容番号37号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年11月26日から令和5年11月30日までの3年間、利用調整日は令和2年11月12日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 4 番

内容番号37号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化し、肉用牛の飼育を行い、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号37号は適当と認めます。
内容番号38号から40号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当

内容番号38号から40号について一括ご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年11月26日から令和7年11月30日までの5年間、利用調整日は令和2年11月6日でございます。
内容番号38号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。
内容番号39号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。
内容番号40号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。
以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号38号から40号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この3件の案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品を。〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、金時を。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号38号から40号は適当と認めます。
内容番号41号。

総務担当

内容番号41号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年11月26日から令和7年11月30日までの5年間、利用調整日は令和2年11月9日でございます。
以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号41号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号41号は適当と認めます。
内容番号42号。

総務担当

内容番号42号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、

利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年11月26日から令和12年11月30日までの10年間、利用調整日は令和2年11月10日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号42号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、玉ねぎ、人参を作付けして意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号42号は適当と認めます。

内容番号43号から44号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号43号から44号について一括ご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年11月26日から令和7年11月30日までの5年間、利用調整日は令和2年11月10日でございます。

内容番号43号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。

内容番号44号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号43号と44号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんに意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号43号から44号は適当と認めます。

議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号17号。

総務担当主査

はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は7件で賃貸借が3件、贈与が1件、使用貸借が2件、売買が1件でございます。

内容番号17号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧ください。本

件は規模縮小に伴う賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料21ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号17号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが規模縮小することになり、今回、〇〇さんが借り受けするものです。〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜のほか、玉ねぎと人参を作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月16日、佃委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号17号は適当と認めます。
内容番号18号。

総務担当主査

内容番号18号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧ください。本件は農地所有適格法人の構成員の間での贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。

参考資料の36ページをご覧ください。本来、これから農地を所有する者は相続を除いて3条資格者でなければなりません。3条資格者とは農地法第3条第2項各号に該当しない者とされており、それは全ての農地を効率的に利用すること、農作業常時従事日数が150日以上であること、下限面積が2haを超えている、地域調和も問題がないなどを満たしていることを言います。今回の場合、〇〇さん個人は〇〇の代表取締役ではありますが、個人としては3条資格者ではないので許可要件を満たしていないことになります。しかし、参考資料36ページにありますとおり、農地所有適格法人の構成員には特例があり、既に、個人から農地所有適格法人に利用権が設定されている農地、今回の場合、〇〇さんから〇〇に使用貸借権が設定されております。その設定がされていて、なおかつそれをそのまま生かす、継続する場合に限り、農地所有適格法人の構成員への3条による所有権移転が認められていることになっております。なお、その場合の3条資格者であることの確認は既に、農地所有適格法人の年1回行う定期報告であったり、使用貸借の申請の際に既に確認しておりますので確認は不要とされております。以上が参考資料36ページの説明となります。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

15 番

内容番号18号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんから息子の〇〇さんへ贈与するものです。また、贈与後は引き続き、〇〇さんが経営する法人に使用貸借することとなっております。〇〇さんは法人化し、小麦や馬鈴薯、大豆、人参を作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件は法人が利用するため、〇〇さん個人が満たす必要はありませんが、現在も引き続き農地を適正に利用していることを11月15日、高崎委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号18号は適当と認めます。
内容番号19号。

総務担当主査

内容番号19号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧いただけます。本件は離農に伴う賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から3年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料24ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号19号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが離農することになり、今回、〇〇さんが借り受けるものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品のほか、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますので、よろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを10月30日に日並洋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。

内容番号20号。なお、内容番号20号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当主査

内容番号20号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧いただけます。本件は相続に伴う賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案19ページをご覧いただけます。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料26ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号20号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は故〇〇さんから〇〇さんへの相続登記が完了したため、〇〇さんから法人へ賃貸するものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを10月23日に高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 　　ご異議なしと認め、内容番号20号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長 　　内容番号21号。

総務担当 　　内容番号21号についてご説明致します。参考資料は27ページをご覧願います。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案19ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

　　以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料28ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10番 　　内容番号21号につきましては只今事務局説明のとおりです。
　　この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月13日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長 　　ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 　　ご異議なしと認め、内容番号21号は適当と認めます。
　　内容番号22号。

総務担当主査 　　内容番号22号についてご説明致します。参考資料は29ページをご覧願います。本件も経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

　　以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料30ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5番 　　内容番号22号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
　　この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するために祖父である〇〇さんから使用貸借するものです。〇〇さんは家族2人で酪農を営み、およそ50頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますので、よろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月16日、石田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長 　　ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号 2 2 号は適当と認めます。 内容番号 2 3 号。
総務担当主査	内容番号 2 3 号についてご説明致します。参考資料は 3 1 ページをご覧ください。本件は農地所有適格法人の構成員への売買案件でございます。 譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。 こちらにつきましても先ほどの内容番号 1 8 号でご説明致しました、農地所有適格法人の構成員の特例となっております。既に個人から農地所有適格法人に利用権が設定されている農地。今回の場合、〇〇さんから〇〇に賃貸借権が設定されております。その設定がされており、なおかつそれをそのまま生かす、継続する場合に限り、農地所有適格法人の構成員への 3 条による所有権移転は認められ、確認したところ、賃貸借料等はそのまま継続することの確認をしております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
1 3 番	内容番号 2 3 号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんから〇〇さんに売買するものです。また、売買後は引き続き、〇〇さんが経営する法人に賃貸することとなっております。〇〇さんは法人化し、馬鈴薯や人参などを作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第 3 条の許可要件は法人が利用するため、〇〇さん個人が満たす必要はありませんが、現在も引き続き農地を適正に利用していることを 1 1 月 1 3 日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 2 3 号は適当と認めます。 議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第 9、議案第 3 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号 1 0 号。
総務担当主査	内容番号 1 0 号についてご説明致します。参考資料は 3 3 ページをご覧ください。 申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和 2 年 1 1 月 6 日、利用調整を行った時期が令和 2 年 1 1 月 6 日から令和 2 年 1 1 月 1 3 日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 1 0 号は適当と認めます。 内容番号 1 1 号。
総務担当主査	内容番号 1 1 号についてご説明致します。参考資料は 3 4 ページをご覧ください。 申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては、申出日が令和 2 年 1 1 月 6 日、利用調整を行った時期

が令和2年11月6日から令和2年11月13日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議長 　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長 　　ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。
内容番号12号。

総務担当 　　内容番号12号についてご説明致します。参考資料は35ページをご覧ください。
申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和2年11月6日、利用調整を行った時期が令和2年11月6日から令和2年11月13日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議長 　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長 　　ご異議なしと認め、内容番号12号は適当と認めます。
議案第34号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議長 　　以上で全議案の審議を終了致しました。
これを持ちまして、第8回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

（ブザー）

議長 　　ご苦労様でした。

閉会 午後2時43分